

IV 東京都教育委員会の組織

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度がとられており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と5人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し（「教育委員会の会議を主宰する」、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」）、教育委員会を代表する。

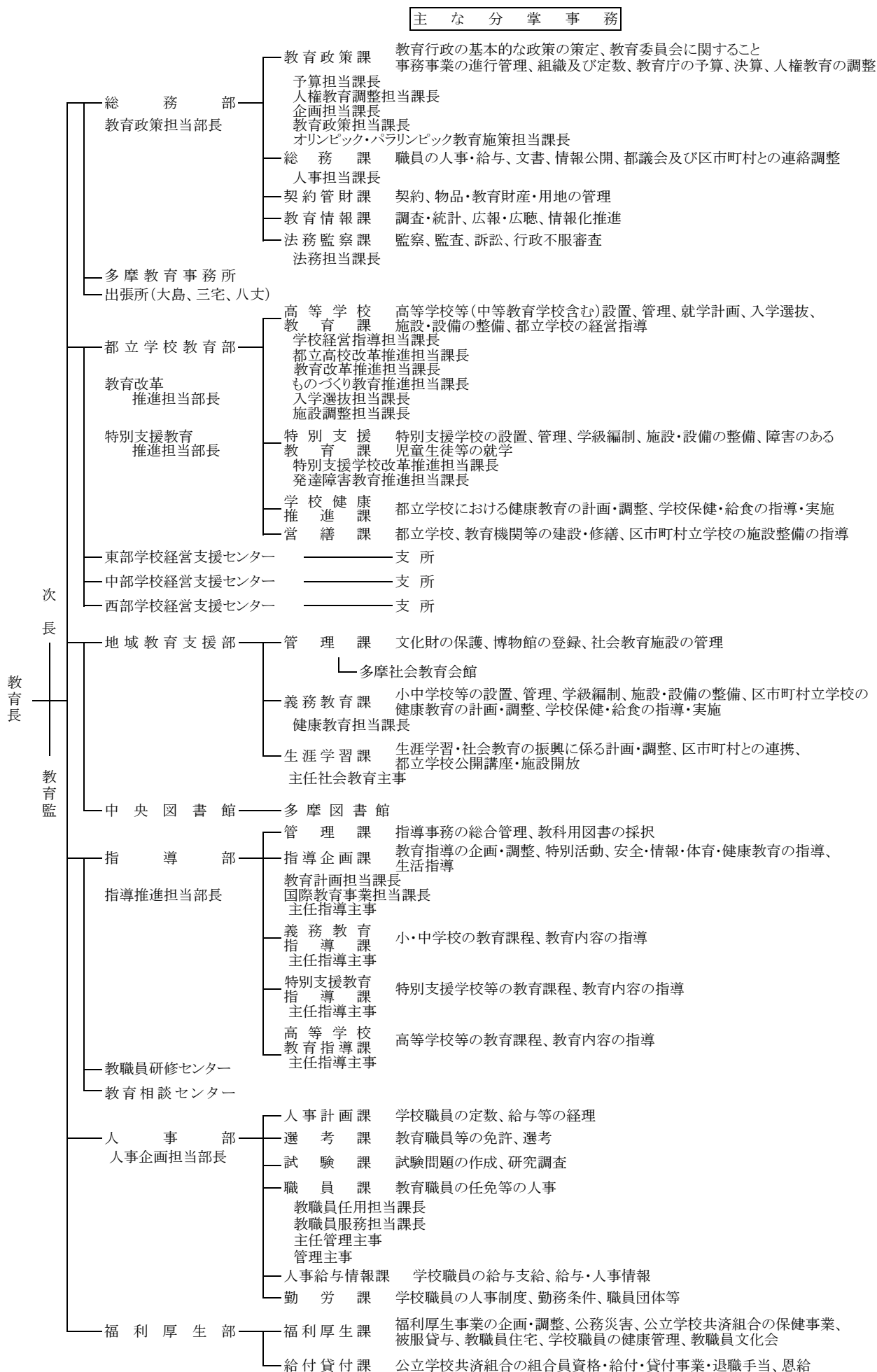
また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

(平成27年4月1日現在)

職名	氏名	任期	備考
教育長	なかい けいぞう 中井 敬三	自平成27年4月1日 至平成30年3月31日	
委員	きむら つとむ 木村 孟	自平成16年10月20日 至平成28年10月19日	東京工業大学名誉教授
委員	たけはな ゆたか 竹花 豊	自平成19年10月1日 至平成27年9月30日	株式会社東京ビッグサイト 代表取締役社長
委員	おとたけ ひろただ 乙武 洋匡	自平成25年2月28日 至平成29年2月27日	作家
委員	やまぐち かおり 山口 香	自平成25年4月1日 至平成27年12月20日	筑波大学体育系准教授
委員	えんどう かつひろ 遠藤 勝裕	自平成26年3月13日 至平成30年3月12日	独立行政法人日本学生支援機構 理事長

4 教育庁組織と事務分掌（平成27年4月1日現在）



5 附属機関

平成 27 年 4 月 1 日現在

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	委員数(人)	任期(年)	主管課
東 京 都 産 業 教 育 審 議 会	産 業 教 育 振 興 法 第 11 条、東 京 都 産 業 教 育 審 議 会 に 関 する 条 例	産 業 教 育 の 振 興 を 図 る た め、東 京 都 教 育 委 員 会 又 は 知 事 の 諮 問 に 応 じ て 産 業 教 育 に 関 し、調 査 審 議 し、建 議 す る。	15	2	都 立 学 校 教 育 部 高 等 学 校 教 育 課
東 京 都 文 化 財 保 護 審 議 会	文 化 財 保 護 法 第 190 条、東 京 都 文 化 財 保 護 条 例	東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て、 文 化 財 の 保 存、活 用 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、建 議 す る。	20	2	地 域 教 育 支 援 部 管 理 課
東 京 都 学 校 保 健 審 議 会	東 京 都 学 校 保 健 審 議 会 条 例	公 立 学 校 の 保 健 管 理 の 万 全 を 期 す る た め、東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て、学 校 の 保 健 衛 生 に 関 し て 審 議 し、答 申 す る。	20 (以 内)	2	地 域 教 育 支 援 部 義 務 教 育 課
東 京 都 生 涯 学 習 審 議 会	生 涯 学 習 の 振 興 の た め の 施 策 の 推 進 体 制 等 の 整 備 に 関 する 法 律 第 10 条、東 京 都 生 涯 学 習 審 議 会 条 例	都 民 の 生 涯 学 習 に 資 す る た め の 施 策 の 総 合 的 な 推 進 に 関 し、東 京 都 教 育 委 員 会 又 は 知 事 の 諮 問 に 応 じ て 調 査 審 議 す る。ま た、東 京 都 教 育 委 員 会 又 は 知 事 に 建 議 す る こ と が で き る。	25 (以 内)	2	地 域 教 育 支 援 部 生 涯 学 習 課
東 京 都 教 科 用 図 書 選 定 審 議 会	義 務 教 育 諸 学 校 の 教 科 用 図 書 の 無 償 措 置 に 関 す る 法 律 第 11 条、 東 京 都 教 科 用 図 書 選 定 審 議 会 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例	教 科 書 採 択 に 関 す る 東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て 調 査 審 議 し、建 議 す る。	20	毎 年 度 4 月 1 日 ～ 8 月 31 日	指 導 部 管 理 課
東 京 都 教 育 委 員 会 い じ め 問 題 対 策 委 員 会	い じ め 防 止 対 策 推 進 法 第 14 条・ 28 条、東 京 都 い じ め 対 策 推 進 条 例	東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ、い じ め の 未 然 防 止、早 期 発 見 及 び 対 処 の た め の 対 策 の 推 進 に つ い て 調 査 審 議 し、答 申 す る。ま た、都 立 学 校 に お い て い じ め 防 止 対 策 推 進 法 に 規 定 す る 重 大 事 態 が 発 生 し た 場 合 に は、同 法 に 規 定 す る 組 織 と し て 調 査 を 行 い、 そ の 結 果 を 東 京 都 教 育 委 員 会 に 報 告 す る。	10 (以 内)	2	指 導 部 指 導 企 画 課
東 京 都 立 図 書 館 協 議 会	図 書 館 法 第 14 条、東 京 都 立 図 書 館 条 例	図 書 館 の 運 営 に 関 し、館 長 の 諮 問 に 応 じ る と と も に、図 書 館 奉 仕 に つ い て、館 長 に 意 見 を 述 べ る。	20 (以 内)	2	都 立 中 央 図 書 館